

横浜・川崎・相模原・横須賀各市 有料老人ホーム設置運営指針による類型及び居住の権利形態並びに表示事項

類 型	介護付有料老人ホーム（一般型）
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式 （一定の要介護状態になった場合には、入居契約書に基づき、提携施設「トレクオーレ」に移り住んでいただきます。また契約内容に反する状況が見られた場合には、施設側から契約解除をお願いする場合があります。）
入居時の要件	入居時自立
利 用 料 の 支 払 い 方 式	一時金方式・一部一時金方式(パターン1～3)・月払い方式のいずれかを選択
介 護 保 険	横浜・洋光台：横浜市指定介護保険特定施設（一般型特定施設） 向ヶ丘遊園：川崎市指定介護保険特定施設（一般型特定施設） 相 模 原：相模原市指定介護保険特定施設（一般型特定施設） 横 須 賀：横須賀市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）
居 室 区 分	全室個室（夫婦等居室含む）
介 護 に 関 わ る 職 員 体 制	2.5 : 1 以上 （要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来にわたって、要介護者2.5人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの職員配置基準（3:1以上）を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領できるとされています。なお、職員配置基準は非常勤職員を常勤職員に換算する方式で行います。また、常時要介護者2.5人に職員が1人お世話するものではありません。）
提 携 ホ ー ム の 利 用 等	提携ホーム利用可 （一定の要介護状態になった場合には、入居契約に基づき、提携施設「トレクオーレ」に移り住んでいただきます。この場合、追加費用はありません。また、居室面積変更に伴う費用の調整は行いません。）

事業主体及び管理運営業務の委託先について

- ◎ 事業主体は神奈川県住宅供給公社です。
- ◎ 管理運営業務全般の委託先は、一般財団法人シニアライフ振興財団です。

ご入居時に必要な費用

■ 入居金

- ◎ 入居金は、専用居室と共用施設の利用権取得のための費用であり、入居時に一括でお支払いいただく一時金方式、一部一時金方式（パターン1～3）、月払い方式の3通りからお選びいただけます。ただし、ご入居後にお支払いの方法を変更することはできません。
- ◎ 入居一時金は、入居時のご年齢により想定居住期間を設定（9年～24年）しており、想定居住期間超に備える額を除いた金額が返還対象となります。想定居住期間内に退去されたり、亡くなられた場合は返還対象額のうち未経過分を返還いたします。
- ◎ 2人入居の場合、年齢の低い方について入居一時金を、年齢の高い方について追加入居一時金をお支払いいただきます。
- ◎ 利用権の譲渡並びに転貸はできません。

入居区分		横浜	向ヶ丘遊園	洋光台	相模原	横須賀
入居一時金	65～69歳	3,550万円～ 6,708万円	3,394万円～ 6,117万円	2,718万円～ 6,136万円	3,376万円～ 6,631万円	3,169万円～ 6,517万円
	70～74歳	3,095万円～ 5,923万円	2,959万円～ 5,401万円	2,370万円～ 5,418万円	2,944万円～ 5,856万円	2,762万円～ 5,755万円
	75～79歳	2,638万円～ 5,106万円	2,522万円～ 4,656万円	2,020万円～ 4,671万円	2,509万円～ 5,048万円	2,354万円～ 4,961万円
	80歳以上	2,327万円～ 4,337万円	2,224万円～ 3,955万円	1,782万円～ 3,967万円	2,213万円～ 4,287万円	2,077万円～ 4,214万円
追加入居一時金	65～69歳	1,471万円～ 1,619万円	1,350万円～ 1,486万円	1,264万円～ 1,391万円	1,454万円～ 1,600万円	1,420万円～ 1,562万円
	70～74歳	1,283万円～ 1,430万円	1,177万円～ 1,312万円	1,102万円～ 1,228万円	1,268万円～ 1,413万円	1,238万円～ 1,379万円
	75～79歳	1,093万円～ 1,233万円	1,003万円～ 1,131万円	939万円～ 1,059万円	1,080万円～ 1,218万円	1,055万円～ 1,189万円
	80歳以上	964万円～ 1,047万円	885万円～ 961万円	828万円～ 899万円	953万円～ 1,035万円	930万円～ 1,010万円

※ 上記入居金は一時金方式の場合の目安です。一部一時金方式、月払い方式の場合は別途お問合せください。

■ あんしんサポート費（旧特別介護費）

- ◎ あんしんサポート費は、自立者への生活支援サービス費用（風邪・発熱・骨折・退院直後等の一時的介護サービス、見守り対象者への介護サービス、介護予防サービス、24時間体制での緊急対応と安否確認など）、要支援及び要介護者への人員過配置サービス費用（ヴィンテージ・ヴィラ及び移り住み時のトレクオーレに係る、指定基準上の直接処遇職員数を超えて配置する費用）に充当します。
- ◎ 介護保険における要支援・要介護認定を受けられた場合は、介護保険とあんしんサポート費によりサービスが提供されます。この場合、介護保険の利用者負担分は自己負担となります。
- ◎ あんしんサポート費は、入居時のご年齢により想定居住期間を設定（9年～24年）しており、想定居住期間超に備える額を除いた金額が返還対象となります。想定居住期間内に退去されたり、亡くなられた場合は返還対象額のうち未経過分を返還いたします。

お 1 人 当 り	<p>65歳～83歳まで入居指定日時点の年齢に応じて1歳毎に設定しています。（税込） (例)65歳の場合 9,050,400円 （費用設定時の長期推計額に基づき算出した内訳は、自立者への生活支援サービス費用4,072,700円、要介護者等への人員過配置サービス費用4,977,700円）</p> <p>83歳以上の場合 5,389,200円 （費用設定時の長期推計額に基づき算出した内訳は、自立者への生活支援サービス費用2,425,100円、要介護者等への人員過配置サービス費用2,964,100円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヴィンテージ・ヴィラでは、介護保険の基準を上回る人員体制（要介護者等2.5人に対し週40時間換算で介護・看護職員1人以上）により介護を行っています。 ・介護保険給付及び利用者負担収入で賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づきます。
-----------------------	--

※ 上記あんしんサポート費は一時金方式の場合の目安です。月払い方式の場合は別途お問合せください。

毎月必要な費用

■ 管理運営費

◎ 管理運営に係る各種委託費、アクティビティ費などに充当いたします。

入居区分	横浜	向ヶ丘遊園	洋光台	相模原	横須賀
1人入居(税込)	102,600円	112,320円	105,840円	106,920円	108,000円
2人入居(税込)	152,280円	168,480円	158,760円	160,380円	162,000円

■ 月額家賃・追加家賃

◎ ご入居時に一部入居金方式または月払い方式を選択された場合は、退去されるまで月額家賃・追加家賃をお支払いいただきます。月額家賃・追加家賃の額については、別途お問合せください。

■ 健康管理費（旧特別介護費）

1人あたり月額8,640円(税込)

◎ 自立者への健康管理サービス費用（人間ドック受診、健康相談、協力医療機関等との連携、緊急受診など）に充当します。

※ 入居後、施設の介護保険サービスを利用していない期間のみお支払いいただきます。

ご利用の都度かかる費用

■ 食費

◎ 朝食・昼食・夕食の他、スペシャルメニュー等があります。召し上がられた分を翌月にご請求いたします。

区分		横浜	向ヶ丘遊園	洋光台	相模原	横須賀
1食当り (税込)	朝食	324円	378円	486円	486円	378円
	昼食	432円	432円	378円	378円	378円
	夕食	864円	972円	918円	918円	918円
	SP	夕食費に1,000円～2,000円程度の加算となります				

■ 駐車場使用料・敷金

◎ ヴィンテージ・ヴィラの駐車場を月極め利用する料金です。敷金は使用料の3か月分です。詳しくはお問合せください。

■ 光熱水費・電話料

◎ 給湯暖房（※）・電気・水道・ガス・電話料の使用料金です。各事業者と直接ご契約ください。（※はヴィンテージ・ヴィラ横浜のみ）

■ その他

◎ ゲストの施設利用料やその他のサービスを受ける場合は、別途有料となります。詳しくはお問合せください。

◎ 医療機関で医療を要する場合、医療保険制度で支給される以外の費用は自己負担となります。

協力医療機関について

施設名	病院名	協力内容
ヴィンテージ・ヴィラ横浜	横浜旭中央総合病院	週1回の健康相談（内科）及び年1回の人間ドックなど
ヴィンテージ・ヴィラ向ヶ丘遊園	聖マリアンナ医科大学病院	
ヴィンテージ・ヴィラ洋光台	横浜栄共済病院	
ヴィンテージ・ヴィラ相模原	渕野辺総合病院	
ヴィンテージ・ヴィラ横須賀	総合病院衣笠病院	

ご入居の資格

- ◎ 日本国籍の方、または適法に3か月を越えて在留する外国籍の方で、次の条件に該当する方となります。
 - ご入居時に満65歳以上であること
 - ご夫婦以外での2人入居の場合、お二人の関係が三親等以内の血族または一親等の姻族であること
 - 3人以上のご入居は認められません
 - ご入居時点で、原則として要支援・要介護認定を受けていない、ご自分の身の回りのことがご自身でできる健康状態の方（入居資格審査時に健康診断を受けていただき、医師の判定に基づきご入居をお断りすることがございます）
 - ご入居後、ヴィンテージ・ヴィラの管理運営費、健康管理費、食費、専用居室の水道光熱費等のお支払いが可能な方（ご入居申込みの際、資産状況等に関する書類を所定の様式でご提出いただきます）
 - 健康保険及び介護保険に加入されている方（ご入居申込みの際、各保険証をご提示いただきます）
 - 当社の運営方針にご賛同され、ヴィンテージ・ヴィラで円満に共同生活を営める方
 - 入居資格審査に合格し、所定のご入居手続きを完了された方
 - 連帯保証人兼身元引受人（保証人）を選定できる方（代替制度もありますので、詳しくはご相談ください）
 - ご本人、同居人、保証人並びに返還金受取人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しない方

ご入居後に提携施設「トレクオーレ」に移り住む場合

- ◎ 下記の状態により常に介護が必要と認められた場合には、医師の判定を踏まえ、ご入居者本人、保証人、ご家族または後見人等の意思を確認したうえでトレクオーレで介護いたします。
 - (1) 疾病や加齢により心身機能が低下したために、適切な介護や一定の医療行為が提供できる環境のもとで、常時介護が継続的に必要な状態
 - (2) 認知症により様々な症状と日常生活に支障をきたすことが頻繁に見られるために、常時介護が継続的に必要な状態
- ※ トレクオーレに移り住む場合、追加の費用負担はありません。ただし、一部一時金方式または月払い方式を選択された場合の月額家賃・追加家賃、管理運営費、月額あんしんサポート費、トレクオーレでの介護保険に係る利用者負担分、食費、有料サービス利用料等はお支払いいただきます
- ※ トレクオーレへの移り住み後60日以内にヴィンテージ・ヴィラの専用居室を明け渡していただきますが、トレクオーレで健康を回復されれば、同程度の専用居室へお戻りいただけます
- ※ ヴィンテージ・ヴィラの専用居室と、トレクオーレの専用居室（約15㎡）は面積が異なりますが、トレクオーレへの移り住み後も入居一時金は月割均等償却するとともに一部一時金方式または月払い方式を選択された場合の月額家賃・追加家賃をお支払いいただき、費用の調整は行いません